

報告第23号

資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、平成25年度決算に基づく資金不足比率を監査委員の意見を付けて、次のとおり報告する。

平成26年9月2日提出

新居浜市長 石川 勝行

(単位：%)

特別会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
水道事業会計	—	(20.0)
工業用水道事業会計	—	
貯木場事業特別会計	—	
渡海船事業特別会計	—	
公共下水道事業特別会計	—	
工業用地造成事業特別会計	—	

備考 表中の「—」の記号は、資金不足となっていないことを表示している。

(以上の審査意見書 別冊)

参照条文

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）抜粋

（資金不足比率の公表等）

第22条 公営企業を經營する地方公共団体の長は、毎年度、当該公営企業の前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該資金不足比率を議会に報告し、かつ、当該資金不足比率を公表しなければならない。

2、3 （省 略）